

①聴覚障害教育センターだより

令和5年11月

富山県立高岡聴覚総合支援学校



本校は、聴覚障害児教育の専門機関として「聴覚障害教育センター」を併設し、県西部にお住まいの赤ちゃんからお年寄りまで「きこえ」や「ことば」に関する相談に応じています。医療、福祉機関、各種教育機関、補聴器専門店などとの連携を密にし、活動を進めています。

お子さんの様子で、話し掛けても振り向かない、言葉が遅いなど、気になることがありましたら、ご相談ください。



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、学校ではどのような配慮ができるのでしょうか。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

聞こえにくさのある小学生への合理的配慮

授業の中で教科書を読み、先生の説明を聞いたり友達と話し合いをしたりしながら学習することは、障害のない児童には当たり前のことでしょう。一方、聴覚に障害のある児童は、補聴器や人工内耳を活用して授業を受けていますが、全ての音や音声聞こえている訳ではありません。それでは、聴覚に障害のある児童が教室の中で学習している場合に、教師はどのように対応したらよいのでしょうか。



聴覚に障害のある児童にとって有効な配慮は、他の多くの児童にとっても分かりやすい授業の手立てです。「授業のユニバーサルデザイン化」にもつながる、合理的配慮について考えてみましょう。

→裏面に続く

難聴児への合理的配慮の例

○教室の音環境への配慮

- ・座席を窓際の2列目に置き、他の児童の様子や担任がよく見えるようにする。
- ・机や椅子の脚の雑音の軽減対策として、使用済みのテニスボールを利用する。

○視覚教材の有効活用

- ・学習の見通しを提示する、指示をカードで示すなど、視覚的な教材を用いて情報提供を行う。
- ・デジタル教科書を活用した学習では、拡大画面で読んでいるところや教師の説明を視覚的に確認できるようにする。教科書の本文を画面に提示し、重要な言葉に線を引いて確認する。

○デジタル補聴援助システムの活用

- ・教員の声や他の児童の発言をマイクで拾い、デジタル無線方式で児童が装着している補聴器や人工内耳に直接クリアに音声を伝え、言葉の聞き取りを助ける。



参考：内閣府ホームページ、ウェブマガジン「教育 zine」明治図書



聴覚障害教育センターを併設しています。

幼児用聴力測定室。小さいお子さんも測定できます。



案内図



相談を希望される方は、
まずお電話を！
平日9：00～17：00
(相談に費用はかかりません)

<交通アクセス>

高岡方面から 加越能バス砺波・庄川・城端方面乗車

砺波方面から 加越能バス高岡駅方面乗車
「北蔵新」バス停車 徒歩5分

【問い合わせ先】 富山県立高岡聴覚総合支援学校

〒 933-0824 高岡市西藤平蔵700番地
教育相談室 (聴覚障害教育センター) 担当 三輪
TEL 0766-63-6385 FAX 0766-63-5884
E-mail takaokachokaku@ed.pref.toyama.jp